

## 会長の報酬に関する規程

平成16年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、会長の報酬を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 会長の報酬は、次に掲げる額とする。

年額 1,400,000円

2 その他、諸手当、退職金等は支給しない。

附則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附則 この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附則 この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附則 この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 役職員等で非常勤の者の費用弁償に関する規程

制定 昭和57年4月1日 規程第2号

第1条 佐々町社会福祉協議会（以下「本会」という。）のため出席する本会の役員、評議員および各種委員等（以下「役員等」という。）で非常勤の者に費用弁償として、日額3,500円を支給する。

第2条 役員等が本会の業務のため旅行したときは、その旅行について佐々町社会福祉協議会役職員等の旅費支給規程により、旅費を支給する。

- 附 則 （1）この規程は、昭和57年4月1日から施行する。  
（2）昭和54年10月制定の「佐々町社会福祉協議会役員、評議員並びに委員会委員の費用弁償に関する要綱」は、これを廃止する。
- 附 則 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。  
附 則 この規程は、平成11年4月1日から施行する。  
附 則 この規程は、平成13年7月1日から施行する。  
附 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。  
附 則 この規程は、平成17年6月1日から施行する。  
附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。  
附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。